入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年10月27日

福島県南会津地方振興局長 和田 正孝

1 入札に付する事項

			□ 再度公告 □ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)				
区分		☑ 新規	前回公告なし				
工事	番号	25 - 41360	0-0144				
工事名		道路橋りょう維持	寺(災防)工事(落石対策)				
工事箇所		南会津郡下郷町大	南会津郡下郷町大字小沼崎地内(国道118号)				
工事	『概要	落石防護柵工 L	=73.0m				
完成	対関限	令和8年3月31	1日限り				
予定	三価格	契約締結後に公表	長する。				
	項目	該当の有無	該当する場合の内容説明				
起工	二時期	該当	・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。				
最低		該当なし	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契 約締結後に公表する。				
総合	許価方式	特別簡易型	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式 の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書によ る。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。				
	氐入札価格 調査	該当	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。				
	施工体制事 前提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等について は、入札説明書による。				
電子	一入札	該当	・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html				
電子	一閲覧	該当	電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html				
	景代理人の 主義務の緩	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの 工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付 すことができる。				
	任特例 2 号 在理技術者 己置	該当	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。				
再資	資源化等	該当なし	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義 務付けられた工事である。				
混	復興JV 以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札				
L 合 入 札	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。				
	×関係又は 対関係	該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。				

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。 ・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を
・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を
受けていること。
・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内(須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。)、県南建設事務所管内又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって、開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満)建築一式工事の場合は9,000万円未満)にな
金額が4、500万円未満(建築一式工事の場合は9、000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入居工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある こと。
元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比率に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の	令和7年10月27日(月)	~ 電子閲覧システム
閲覧等	令和7年11月27日(木)	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
設計図書等の	令和7年10月27日(月)	~ 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
質問	令和7年11月4日(火)	福島県南会津建設事務所総務部総務課
		電話番号 0241-62-5305
		電子メール minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp
		※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファ
		イル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4 桁
		(会社名)」として提出すること。
		※質問の送付は、原則、電子メールによることとします
		が、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号
		まで連絡すること。
質問の 回答予定	令和7年11月6日(木)	福島県南会津地方振興局出納室ホームページ
凹合了足		※入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、
		質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	令和7年11月14日(金)	電子入札システムへの入力による。
	午前9時00分~	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
	午後5時00分	
	令和7年11月17日(月)	
	午前9時00分~	
	午後3時00分	
入札書等の提出	令和7年11月26日(水)	電子入札システムへの入力による。
	午前9時00分~	※入札書等提出期間は2日間とする。
	午後5時00分	ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。
	令和7年11月27日(木)	※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出
	午前9時00分~	した場合で、障害等により不着となった場合、辞退した
	午後3時00分	ものとみなしますので、システム利用時間内に提出する
		こと。
開札	令和7年11月28日(金)	開札は公開とする。
(電子入札)	午前10時00分~	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
		福島県南会津合同庁舎 出納室
落札者の	令和7年12月8日(月)	
決定予定日		

- ※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで((福島県の休日を定める条例 (平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。
- ※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知について は、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 本工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」 (平成26年2月7日)(技術管理課

HP: http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html 参照)を適用し積算している工事である。

(2) 本工事は、『福島県土木部週休2日等工事試行要領』(技術管理課

HP: http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuufutuka.html 参照)の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。本工事の発注方法は 発注者指定型 である。

- (3) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施 要領』の対象工事である(実施要領は、技術管理課HPを参照のこと)。 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- (4) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(5) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県南会津地方振興局出納室

電話番号

0241-62-5352

電子メール minamiaizu. suito@pref. fukushima. lg. jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参考〉 提出する書類一覧表

(多つ) 庭田 かる自然 見込				
提出書類	電子入札対象工事の場合			
近山音規	入札参加受付時	入札書等提出時		
技術提案書	(注1)(注2)(注3)(注4)			
入札書		システムに入力		
見積内訳書] /	○(注2)		
見積內訳総括表(低入札価格調査 事務処理要領様式第6号)		○(注2)		
工事費内訳書(福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様式及び 同様式を記録したCD-R(追記 型コンパクトディスク)		I		
下請工種内訳書(福島県施工体制 事前提出方式試行要領様式2号)		_		

※ 電子入札における留意点

- (注1)入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価 方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問い ません。)を資料として添付してください。
- (注2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。) を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注3)総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1~その2)及び様式第10号の提出 時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注4)総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を 提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一 律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

(別記2)

総 合 評 価 点 評 価 基 準 (特別簡易型、復旧型又は復興型)

特別簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、特別簡易型における加算点の最高点は22.75点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は23.75点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

1 工事番号 25-41360-0144

2 工事名 道路橋りょう維持(災防)工事(落石対策)

3 工事箇所 南会津郡下郷町大字小沼崎地内(国道118号)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している

- 以下の1	<u> </u>	共通事項の番号(※○)に対応している			
番号	評価基準	左記の具体的な内容			
※ 1	同種・類似工事	落石防護柵設置工事(法面処理工事によるもの			
		を除く)施工数量 L=30m以上			
※ 2	施工実績指定金額	3千万円			
※ 3	企業の工事成績の評価対象期間	(注)同一発注種別の工事で、評価対象期間の中			
	過去5年以内(ただし、開札	で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評			
	日の属する月の3月前の末日	価対象とする。(同種・類似工事ではなく、同			
	まで)	一発注種別工事であることに注意すること。)			
		同一発注種別 一般土木工事			
※ 4	同一市町村内工事実績の	下郷町			
	対象となる市町村				
※ 5		地域要件 隣接 3 管内			
※ 6	入札参加者の所在地等の評価対				
	入札参加者の所在地	上位点 ※4の市町村			
		中位点			
		(田口土木事務所管内を除く)			
		下位点 山口土木事務所管内			
	消防団への継続加入状況	上位点 南会津建設事務所管内 上位点 (大声) 大声 (大声) (大声) (大声) (大声) (大声) (大声) (
	(加入消防団の所在地)	(川口土木事務所管内を除く)			
		下位点 山口土木事務所管内			
	ボランティア活動への	南会津建設事務所管内			
*\ =	取組み、※7~※10				
※ 7	災害時の出動実績 又は	《一般土木工事、舗装工事》			
	災害時の応援協定締結	※7~※10から2項目まで選択可能。			
	若しくは	《建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事》			
	防疫対策業務実績 又は	※7~※10から2項目まで選択可能。			
% 0	防疫対策協定締結	※10は維持補修業務のみ評価対象。			
※ 8 ※ 9	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》			
× 9 × 1 0	雇用の維持・確保	※7~※9から2項目まで選択可能。			
	除雪、維持補修業務の履行実績	注)選択した2項目のみ記載すること。			
※ 1 1	橋梁、ポンプ等の工場製作を 含む工事の評価対象技術者	_			
	百む工事の計画対象技術有				

※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点 地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又 は南会津町である場合は、所属する分団のある土木事務所の町村を選択すること。

●共通事項

①企業の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評 価 基 準	配点	得 点
施工能力	過去 15 年以内に同種・類似工事(※1)にお		
	いて、請負金額が指定金額以上(※2)の施		
	工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2.0 点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5 点	
	・過去 10 年より前で 15 年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0 点	/2.0
工事成績	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工		
(福島県発注の工	事成績の評価対象期間(※3)における直近		
事について評価)	(最新)の工事成績評定が75点以上である		
	場合		
	・成績評定が 85 点以上	1.50 点	
	・成績評定が 80 点以上 85 点未満	1.25 点	
	・成績評定が 75 点以上 80 点未満	1.00 点	
	上記以外	0 点	/1.5
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検		
	査を受けた工事で発注工事と同一の発注種		
	別の週休2日確保工事実施証明書がある場		
	合	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.25
ICT活用工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検		
(一般土木工事、	査を受けた工事でICT活用工事実施証明		
舗装工事に限る。)	書がある場合	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.25
建設キャリア	建設キャリアアップシステムに企業が登録		
アップシステム	し、当該現場で運用する場合	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.25
ふくしまME	ふくしまME (メンテナンスエキスパート)		
資格保有	の認定を受けた技術者が1名以上いる場合		
(一般土木工事、		0.25 点	
舗装工事に限る。)	上記以外	0 点	/0.25
小計点①			/ 4. 0
4 HIW			注 1

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 4.5 点

②配置予定技術者の技術力 (実績・経験等) に対する評価

評価内容	評 価 基 準	配点	得点
施工能力	過去 10 年以内に同種・類似工事(※1)にお		
	いて、請負金額が指定金額以上(※2)の工		
	事経験(監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は	0.5点	/0.5

	現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房 衛生設備工事の場合は過去15年以内とする		
	上記以外	0 点	
工 事 成 績 (福島県発注の工 事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合		
	・成績評定が 85 点以上	0.75 点	
	・成績評定が80点以上85点未満	0.5点	
	上記以外	0 点	∕ 0.75
小計点②			/1.25

(注1) 監理技術者には専任特例2号の監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

			/II L
严価内容	評 価 基 準	配点	得点
若手・女性技術者	 「配置予定技術者」に若手・女性技術者を配		
の配置	置する場合	0.50 =	
		0.50 点	
(40 歳未満の男性	「現場代理人」に若手・女性技術者を配置す		
技術者又は全ての	る場合	0.25 点	
女性技術者)	上記以外	0 点	/0.5
同一市町村内の工	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合		
事実績	過去3年以内に(※4)市町村内におい		
	て、公共工事の工事実績がある場合(一般		
	土木工事又は舗装工事の工事実績に限る)		
	・3件以上	1.0点	
	・ 2 件	0.5点	
	上記以外	0 点	/1.0
	(2)上記以外の発注種別の場合		
	過去10年以内に(※4)市町村内にお		
	いて、公共工事の工事実績がある場合(同		
	一発注種別の工事実績に限る)		
	・1件	1.0 点	
	上記以外	0 点	/1.0
入札参加者の所在	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以		
地	下「本店等」という。)の所在地が、下記管		
	内にある場合	(注3)	
	・(※6上位点)の市町村 ^(注 1, 2) 本店	5.0 点	
	準本店	4.0 点	
	支店等	3.0 点	/5.0

	・(※6中位点)の管内 ^(注1) 本店	3.0点	
	準本店	2.0 点	
	支店等	1.5 点	
	・(※6下位点)の管内 ^(注1) 本店	2.0 点	
	準本店	1.0 点	
	支店等	0.5点	
	上記以外	0 点	
ボランティア活動	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管		
への取組み状況	内で過去3年間以上継続してボランティア活		
	動の実績がある場合	0.5点	
	上記以外	0 点	/0.5
消防団への継続加	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加		
入状況	入している者を1名以上雇用している場合		
	・(※6上位点)の管内	0.50 点	
	・(※6下位点)の管内	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.5

- (注1) 開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)
- (注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一 市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がい わき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。
- (注3)上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

		ı	ı
評価内容	評 価 基 準	配点	得点
(※7)	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管		
災害時の出動実績	内で下記に該当する場合		
及音時の田勤	(1)県管理施設の実績の場合		
災害時の応援協定	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応		
統結	援協定締結がある場合	1.75 点	
Hith Airth	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.50 点	
	・災害応援協定締結がある場合	1.00 点	
	(2)国、市町村管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応		
	援協定締結がある場合	1.50 点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.25 点	
	・災害応援協定締結がある場合	0.75 点	
	上記以外	0 点	/1.75
若しくは			
家畜伝染病に係る	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管		
防疫対策業務実績	内で下記に該当する場合		
又は	・過去3年以内の防疫業務実績かつ防疫対策		
防疫対策業務協定	業務協定締結がある場合	1.75 点	/1.75

締結	・過去3年以内に防疫業務実績がある場合	1.50 点	
	・防疫対策業務協定締結がある場合	1.00 点	
	上記以外	0 点	
(*8)	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管	0 ///	
新卒・離職者の雇	内で下記に該当する場合		
用実績	・過去 1 年以内に新卒者又は離職者を2名以		
	上雇用(正規雇用)している		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇		
	用(正規雇用)している	1.25 点	
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇		
	用(正規雇用)している	0.75 点	
	上記以外	0 点	/1.25
(%9)	(※6)管内に本店等がある企業が、下記に		
雇用の維持・確保	該当する場合		
	・当該管内における従業員数(正規雇用)が		
	1年前より増えている		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇		
	用(正規雇用)している企業又は被災、避難		
	企業と当該工事において下請契約を行う	1.25 点	
	・当該管内における従業員数(正規雇用)が	0.75.15	
	1年前と同じ	0.75 点	/s 0=
(*/ 1 0)	上記以外	0 点	/1.25
(※10) 除雪、維持補修業	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管 内で下記に該当する場合		
務の履行実績	(1)県管理施設の実績の場合		
	・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業		
※一般土木工事及び	により企業として感謝状の贈呈を受けたこ		
舗装工事の場合、除	とがある		
雪と維持補修の両方	・直前の5年度間連続して県が発注する除雪		
評価対象。	業務と維持補修業務の両方の履行実績があ		
	3	1.75 点	
※建築工事、電気設	・直前の5年度間連続して県が発注する除雪		
備工事及び暖冷房衛	業務又は維持補修業務のいずれかの履行実		
生設備工事の場合、	績がある	1.25 点	
維持補修のみ評価対	・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は		
象。	維持補修業務を履行した実績がある場合	1.00 点	
	(2)国、市町村管理施設の実績の場合		
	・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		
	れかが発注する除雪業務と維持補修業務の		
	両方の履行実績がある	1.50 点	
	・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		
	れかが発注する除雪業務又は維持補修業務	1 00 -	
	のいずれかの履行実績がある	1.00 点	
	・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発 注する除雪業務又は維持補修業務を履行し		
	ユッツかヨ木労入はশ17間ド未労で限1Jし 	0.75 点	/1.75

	た実績がある場合		
	上記以外	0 点	
小計点③			/10.5 注 1

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は11.0点

●地域要件毎の評価対象

<**支店等**>とは

県内に本店を有する企業(県内企業)の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<**準本店**>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町 村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<**委任なし支店等**>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※10)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①~③に該当する施設。

- ①不特定多数の人が利用する公共施設
 - (例:道路、水道施設、行政庁舎·警察庁舎、公園等)
- ②県民の安全・安心を確保する施設
 - (例:河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)
- ③その他公共の用に供する施設(例:学校、公営住宅等)
- ○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が 5.0点(本店)、4.0点(準本店)又は 3.0点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)				
管内					
隣接3管内	同一市町村内(注3)				
県 内	同一山町外外(在3)				
全 国					

- (注1)入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。
- (注2) 評価する支店等は、開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併 により支店等になった場合はこの限りでない。

(注3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

中位点

(加算点が 3.0点(本店)、2.0点(準本店)又は 1.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)				
管内					
隣接3管内	土木事務所管内				
県 内	工个事務別官門				
全 国					

下位点

(加算点が 2.0 点(本店)、1.0 点(準本店)又は 0.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管内	_
隣接3管内	建設事務所管内
県 内	建议事務別官門
全 国	県 内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加 者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボラン ティア活動を行った場 所	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内(注4)		
隣接3管内	建立工作工作	汇	過去3年間 以上継続して
県 内	建設事務原	刘 官 P 3	以上継続して 1件以上
全 国	県	内	

(注4) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii)消防団への継続加入

上位点(加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内 隣接3管内	土木事務所管内 (注4)	過去1年以上継続雇用している社員が
県 内	(在4)	過去1年以上継続して消防団員である
全 国	県 内	

下位点(加算点が 0.25 点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内 隣接3管内	建設事務所管内 (注5)	過去1年以上継続雇用している社員が
県 内		過去1年以上継続して消防団員である
全 国		

(注5) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結 若しくは

家畜伝染病に係る防疫対策業務実績又は防疫対策業務協定締結

災害時	評価対象と	災害時		配 点(注7)
地域要件	なる入札参 加者の所在 地 (本店・準本 店・支店等)	災害時出動実績又は災害応援協定締結	災害応援協 定締結があ る場合 (注6)	過去3年以 内に災害時 出動実績が ある場合	過去3年以内 の災害時出動 実績かつ災害 応援協定締結 がある場合
管内	土木事務所管理	勺(注4)			
隣接3管内	油 机 审 效	正符由	1.0 点	1.5 点	1.75 点
県 内	建設事務所管内		0.75 点	1.25 点	1.5 点
全 国	県	内			

若しくは

家畜伝染病	評価対象と	防疫対策 業務実績 又は 防疫対策 協定締結		配 点(注8)
地域要件	なる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)		防疫対策協 定締結があ る場合 (注6)	過去3年以 内に防疫対 策業務実績 がある場合	過去3年以内 の防疫対策業 務実績かつ防 疫対策協定締 結がある場合
管内	土木事務所管理	勺(注4)			
隣接3管内	建設事務	正答内	1.0点	1.5点	1.75 点
県 内	建议 争伤	DI B Y I	1.0 点	1.0 点	1.70 尽
全 国	県	内			

(注6) 災害応援協定締結及び家畜伝染病に係る防疫対策業務協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注7) 配点欄 上段:県管理施設の実績の場合

下段:国、市町村管理施設の実績の場合

(注8) 家畜伝染病に係る防疫対策業務協定等は福島県との協定が評価対象。

v)新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札 参加者の所在地	評価の対象 となる新卒・	評価対象	雇用人数に 対する配点	
地域安什	(本店・準本店・支店 等)	離職者の勤 務地	期間	1名	2名以上
管 内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内	建設事務所管内		過去1年	0.75 点	1. 25 点
県 内	建议争伤州	目 N.1	以内	0.70 点	1. 20 点
全 国	県 内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者 の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象 期 間	雇用人数に 対する配点 1名以上
管内	土木事務所管内(注4)		
隣接3管内	建設事務所管内	平成 23 年 3 月 11 日	1. 25 点
県 内	是双手伤用官門	以降の雇用実績	1. 20 点
全 国	県 内		

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札 参加者の所在地		評価対象と	雇用人数に 対する配点	
地域安什	(本店・準本店・支店 等)	員の勤務地	なる月日	同数	増加
管 内	土木事務所管内	(注4)	目目 七一口 ファ よゝ		
隣接3管内	建設事務所	答内	開札日における1年前	0.75 点	1.25 点
県 内	建议 争伤川	目1	との比較	0.70 点	1. 40 点
全 国	県]			

(東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管内	土木事務所管内(注4)	
隣接3管内	建設事務所管内	1.25 点
県 内	是以 争 伤用官的	
全 国	県 内	

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

			配点	(注7)	
地域要件	評価対象 となる入 札参加者 除雪・維 の所在地 持補修業 (本店・準 務の実績 本店・支	過去3年 以内以上の 履がか	直前の5年度間連続して除雪業務または維持補修業	過去5年度 以内に福島 県道路除雪 表彰事業に より企業と	直前の5年度間連続して除雪業務と維持補修業務の方
	店等)	合	いずれかの 履行実績が ある場合	して感謝状を受けた場合	の履行実績がある場合
管内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内	建設事務所管内	1.0 点	1.25 点	1.75 点	1.75 点
県 内	建 成争伤所官的	0.75 点	1.0 点	_	1.5点
全 国	県 内				

④品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0 点

合計点	小計①~④の合計	/22.75 注 1
-----	----------	---------------

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は23.75点